

様式第 6（第 38 条第 3 項関係）

（表）

写真	第 号 石綿による健康被害の救済に関する法律第56条第2項の規定による身分証明書 職名及び氏名 生 年 月 日 年 月 日発行 印 独立行政法人 環境再生保全機構理事長

（裏）

石綿による健康被害の救済に関する法律抜すい （診療を行った者等に対する報告の徴収等） 第56条 機構は、認定又は救済給付の支給に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請に係る診断若しくは救済給付に関する診療、薬剤の支給若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診断又は診療、薬剤の支給若しくは手当につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。 2 第50条の6第2項の規定は前項の規定による質問について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。 （特別事業主に対する報告の徴収等） 第50条の6 （略） 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。	3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第89条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。 一 （略） 二 第56条第1項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者 2 （略） 第90条 法人（法人でない労働保険事務組合等を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第88条又は前条（第1項第1号及び第2項第1号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 2 （略）
---	---

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格B 7とする。